

〔関係資料〕

- 1 地方自治法（第100条第14項・第15項）
- 2 大阪市会政務調査費の交付に関する条例
- 3 大阪市会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例
- 4 大阪市会政務調査費の交付に関する規則
- 5 大阪市会政務調査費収支報告書等の閲覧に関する要綱
- 6 大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱
- 7 参考様式集

1 地方自治法（第100条第14項・第15項）

【地方自治法（抄）】

第100条

1～13 省略

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

2 大阪市会政務調査費の交付に関する条例

大阪市会政務調査費の交付に関する条例

制 定 平 13. 4. 1 条例 25

最近改正 平 21. 3. 30 条例 10

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、大阪市会議員（以下「議員」という。）の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付する政務調査費について必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務調査費は、大阪市会における会派（当該会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員（次条第1項の規定により100,000円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

(政務調査費の月額等)

第3条 会派に対する政務調査費の月額は、600,000円又は100,000円のうちから各会派が選択した額に、各月の1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員（基準日に辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。）の数を乗じて得た額とする。

2 基準日において会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該基準日の属する月の会派に対する政務調査費は、交付しない。

3 交付対象議員に対する政務調査費は、基準日に交付対象議員である議員に対して交付するものとし、その月額は、500,000円とする。

4 基準日において交付対象議員でなくなった場合は、前項の規定にかかわらず、当該基準日の属する月の交付対象議員に対する政務調査費は、交付しない。

(交付日)

第4条 政務調査費は、各月の10日（5月にあつては、市長が定める日）に当月分を交付する。ただし、その日が大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、その日後最初に到来する市の休日以外の日に交付する。

(使途基準)

第5条 政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、政務調査費を市規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者等)

第6条 政務調査費の交付を受けた会派は、当該会派の所属議員のうちから、政務調査費に関する経理責任者（以下「経理責任者」という。）を置かなければならない。

2 交付対象議員は、交付を受けた政務調査費の経理を明確に行わなければならない。

(収支報告書等の提出)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、毎年度、市規則で定めるところにより、当該年度の政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを当該収支報告書に添付し、これを翌年度の4月30日までに大阪市会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該会派の経理責任者と連名で収支報告書を作成しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は交付対象議員が交付対象議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該交付対象議員であった者は、収支報告書を作成し、領収書等の写しを当該収支報告書に添付し、これを当該会派が解散した日又は当該交付対象議員が交付対象議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者であった者は、当該会派の経理責任者であった者と連名で収支報告書を作成しなければならない。

(政務調査費の返還)

第8条 政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、交付を受けた年度における政務調査費の総額から同年度において支出した額を控除して残余の額がある場合は、速やかに当該残余の額を市長に返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しを、提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による閲覧の請求に係る収支報告書又は領収書等の写しの一部に非公開情報（大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号。以下「公開条例」という。）第7条に規定する非公開情報をいう。）が記録されているときは、公開条例第8条の規定の例により、当該収支報告書及び領収書等の写しを閲覧に供するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第2項の閲覧について必要な事項は、議長が定める。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 21 日条例第 73 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大阪市会政務調査費の交付に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の大阪市会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づいて平成 13 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に交付された政務調査費は、改正後の条例の規定による政務調査費の内払とみなす。
- 3 改正後の条例の規定による平成 13 年 4 月から施行日の属する月までの各月分の政務調査費(前項の規定により当該政務調査費の内払とみなされたものを除く。)の交付日その他交付について必要な事項は、改正後の条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が定める。

附 則(平成 14 年 3 月 31 日条例第 55 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日条例第 11 号)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 9 月 19 日条例第 74 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日条例第 10 号)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市会政務調査費の交付に関する条例第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

改正

平 13. 9.21 条例 73 平 14. 3.31 条例 55 平 18. 3.31 条例 11
平 20. 9.19 条例 74 平 21. 3.30 条例 10

3 大阪市会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例

大阪市会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例

制 定 平 20.12.26 条例 94

大阪市会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年大阪市条例第 25 号）に基づく政務調査費の月額、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 4 月 29 日までの間において、同条例第 3 条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 大阪市会政務調査費の交付に関する規則

大阪市会政務調査費の交付に関する規則

制 定 平 13.4. 1 規則 28

最近改正 平 22.3.26 規則 12

(趣旨)

第1条 大阪市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号。以下「条例」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(政務調査費交付申請書等)

第2条 条例第2条の規定により政務調査費の交付を受けようとする大阪市会における会派（当該会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。以下「会派」という。）の代表者及び交付対象議員（条例第2条に規定する交付対象議員をいう。以下同じ。）は、毎年度、第1号様式による政務調査費交付申請書を大阪市会議長（以下「議長」という。）を經由して市長に提出しなければならない。

2 前項の政務調査費交付申請書の記載事項に変更があったときは、会派の代表者及び交付対象議員は、速やかに第2号様式による政務調査費交付変更申請書を議長を經由して市長に提出しなければならない。

3 会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、速やかに第3号様式による会派解散届を議長を經由して市長に提出しなければならない。

(政務調査費交付請求書)

第3条 会派の代表者及び交付対象議員は、政務調査費の交付を受けようとする月ごとに、第4号様式による政務調査費交付請求書を同月3日（1月、5月及び11月にあっては、市長が定める日）までに議長を經由して市長に提出しなければならない。

(使途基準)

第4条 条例第5条の使途基準は、会派に係るものについては別表第1、交付対象議員に係るものについては別表第2に定めるとおりとする。

(収支報告書等)

第5条 条例第7条第1項及び第2項の収支報告書は、第5号様式によるものとする。

2 条例第7条第1項及び第2項の領収書等の写しは、別表第1及び別表第2の費目欄に掲げる費目ごとに分類して提出しなければならない。

3 議長は、条例第7条第1項又は第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しの写しを市長に送付しなければならない。

(支出関係書類の保存)

第6条 政務調査費の支出の内容を示す書類は、会派及び交付対象議員において適正に整理し、保存するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大阪市会の各会派に対する調査研究費の交付に関する規則の廃止)

2 大阪市会の各会派に対する調査研究費の交付に関する規則（平成4年大阪市規則第91号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規則の規定に基づき交付した調査研究費に係る収支決算書の提出及び剰余金の返還については、なお従前の例による。

附 則（平 18.3.31 規則 58）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平 22.3.26 規則 12）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の大阪市会政務調査費の交付に関する規則別表第1及び別表第2並びに第5号様式の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

改正

平 18. 3.31 規則 58 平 22.3.26 規則 12

別表第1（第4条関係）

費 目	内 容
調 査 研 究 費	会派が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務調査活動のために行う視察等を含む。
研 修 費	会派が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会 議 費	会派における調査研究等政務調査活動のための会議に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費
広 報 ・ 広 聴 費	会派が行う調査研究等政務調査活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに会派の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費
人 件 費	会派が行う調査研究等政務調査活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 費	会派が行う調査研究等政務調査活動に係る事務遂行に必要な経費
事 務 所 費	会派が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費
そ の 他 の 経 費	前各項に掲げるもののほか、会派が行う調査研究等政務調査活動に必要な経費

別表第2（第4条関係）

費 目	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う市の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費。政務調査活動のために行う視察等を含む。
研 修 費	議員が行う研修会、講演会の開催に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
会 議 費	議員の調査研究等政務調査活動のための会議に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる図書、資料等の購入に要する経費
広 報 ・ 広 聴 費	議員が行う調査研究等政務調査活動、議会活動及び市の政策の市民への文字、画像、動画、音声等による広報及び広聴活動に要する経費並びに議員の政策等に対する要望及び意見を聴取するための会議等に要する経費
人 件 費	議員が行う調査研究等政務調査活動を補助する職員を雇用する経費
事 務 費	議員が行う調査研究等政務調査活動に係る事務遂行に必要な経費
事 務 所 費	議員が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費
そ の 他 の 経 費	前各項に掲げるもののほか、議員が行う調査研究等政務調査活動に必要な経費

第1号様式（第2条関係）（A4）

ア 会派用

<p>政務調査費交付申請書</p>	
<p>平成 年 月 日</p>	
<p>大阪市長 様 (大阪市会議長経由)</p>	<p>会派の名称及び 代表者の氏名印 ○</p>
<p>政務調査費の交付を受けたいので、大阪市会政務調査費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
<p>会 派 の 名 称</p>	
<p>結 成 年 月 日</p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p>代 表 者 氏 名</p>	
<p>経 理 責 任 者 氏 名</p>	
<p>所属議員数(月 1 日現在)</p>	<p>名</p>
<p>交付申請額(平成 年度分)</p>	<p>円</p>

イ 交付対象議員用

政務調査費交付申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様

(大阪市会議長経由)

交付対象議員の氏名印 ○

政務調査費の交付を受けたいので、大阪市会政務調査費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

所 属 す る 会 派 の 名 称	
交 付 申 請 額 (平 成 年 度 分)	円

第2号様式（第2条関係）（A4）

ア 会派用

政務調査費交付変更申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様

（大阪市会議長経由）

会派の名称及び

代表者の氏名印 ○

政務調査費交付申請書の記載事項に変更があったので、大阪市会政務調査費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
会 派 の 名 称			平成 年 月 日
代 表 者 氏 名			平成 年 月 日
経 理 責 任 者 氏 名			平成 年 月 日
所 属 議 員 数	名	名	平成 年 月 日
交 付 申 請 額 （平成 年度分）	円	円	平成 年 月 日

イ 交付対象議員用

政務調査費交付変更申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様
(大阪市会議長経由)

交付対象議員の氏名印 ○

政務調査費交付申請書の記載事項に変更があったので、大阪市会政務調査費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
交付対象議員の氏名			平成 年 月 日
所属する会派の名称			平成 年 月 日

第3号様式（第2条関係）（A4）

会 派 解 散 届

平成 年 月 日

大阪市長 様

（大阪市会議長経由）

解散した会派の名称
及び代表者であった
者の氏名印

○

会派を解散したので、大阪市会政務調査費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、
次のとおり届けます。

会 派 の 名 称	
解 散 年 月 日	平成 年 月 日

第4号様式（第3条関係）（A4）

ア 会派用

政務調査費交付請求書

平成 年 月 日

大阪市長 様

（大阪市会議長経由）

会派の名称及び

代表者の氏名印

○

大阪市会政務調査費の交付に関する規則第3条の規定により、次のとおり平成 年 月分の政務調査費を請求します。

所属議員数(月 1 日現在)	名
交 付 請 求 額	円

イ 交付対象議員用

政務調査費交付請求書

平成 年 月 日

大阪市長 様
(大阪市会議長経由)

交付対象議員の氏名印 ○

大阪市会政務調査費の交付に関する規則第3条の規定により、次のとおり平成 年
月分の政務調査費を請求します。

交 付 請 求 額	円
-----------	---

第5号様式（第5条関係）（A4）
ア 会派用

平成 年度政務調査費に係る収入及び支出の報告書		平成 年 月 日	
大阪市会議長			
様			
		会派の名称及び 代表者の氏名印 ○ 経理責任者の氏名印 ○	
		会派が解散した場合にあっては、当該会派の名称並びに代表者であった者の氏名印及び経理責任者であった者の氏名印	
大阪市会政務調査費の交付に関する条例第7条 第1項 の規定により、次のとおり 第2項			
平成 年度政務調査費に係る収入及び支出の報告書を提出します。			
(単位：円)			
区分	費 目	金 額	備 考
収 入	政 務 調 査 費		
	合 計 ①		
支 出	調 査 研 究 費		
	研 修 費		
	会 議 費		
	資 料 作 成 費		
	資 料 購 入 費		
	広 報 ・ 広 聴 費		
	人 件 費		
	事 務 費		
	事 務 所 費		
	そ の 他 の 経 費		
	合 計 ②		
残 額 (①-②)			

イ 交付対象議員用

平成 年度政務調査費に係る収入及び支出の報告書
平成 年 月 日

大阪市会議長 様

交付対象議員の氏名印 ○

交付対象議員が交付対象議員で
なくなった場合にあつては、当
該交付対象議員であつた者の氏
名印

大阪市会政務調査費の交付に関する条例第7条 ^{第1項} _{第2項} の規定により、次のとおり

平成 年度政務調査費に係る収入及び支出の報告書を提出します。

(単位：円)

区分	費 目	金 額	備 考
収 入	政 務 調 査 費		
	合 計 ①		
支 出	調 査 研 究 費		
	研 修 費		
	会 議 費		
	資 料 作 成 費		
	資 料 購 入 費		
	広 報 ・ 広 聴 費		
	人 件 費		
	事 務 費		
	事 務 所 費		
	そ の 他 の 経 費		
	合 計 ②		
残 額 (①-②)			

5 大阪市会政務調査費収支報告書等の閲覧に関する要綱

大阪市会政務調査費収支報告書等の閲覧に関する要綱

制 定 平 18. 3. 31 議長決定

最近改正 平 22. 3. 26 議長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号。以下「条例」という。）第9条第4項の規定に基づき、収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第2条 条例第9条第2項及び第3項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日（その日が大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、市の休日の翌日）からすることができる。

(閲覧場所)

第3条 閲覧場所は、大阪市役所本庁舎7階市会図書室とする。

(閲覧時間)

第4条 閲覧時間は、午前9時から午後0時15分まで及び午後1時から午後5時30分までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第5条 次に掲げる日は、閲覧業務を行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第6条 前条に定める日のほか、収支報告書等の整理その他大阪市会議長（以下「議長」という。）が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することがある。

(閲覧者の遵守事項)

第7条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収支報告書等は、第3条の場所以外に持ち出すことができない。
- (2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- (3) 閲覧した収支報告書等は、元の場所に返却すること。
- (4) 閲覧場所には、カメラ、ビデオ及びコピー機器並びに危険物その他他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。

(5) 閲覧場所では、音読、談話、飲食、喫煙など他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。

(6) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第8条 議長は、閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される政務調査費について適用する。

附 則 (平22.3.26議長決定)

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する

改正

平22.3.26議長決定

6 大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱

大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱

制 定 平 18.7.25 議長決定

最近改正 平 22.3.26 議長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市会政務調査費の交付に関する条例(平成13年大阪市条例第25号。以下「条例」という。)及び大阪市会政務調査費の交付に関する規則(平成13年大阪市規則第28号。以下「規則」という。)に定める政務調査費の取扱いについて必要な事項を、地方自治法第104条に規定する議長の権限に基づき定めるものとする。

(出納手続等)

第2条 条例第2条の規定により政務調査費の交付を受けようとする大阪市会における会派(以下「会派」という。)及び交付対象議員(条例第2条に規定する交付対象議員をいう。以下同じ。)は、政務調査費の執行にあたり、条例、規則、要綱に基づき、運用基準や出納手続を定めるなど、各々の責任において適切な取扱いに努めなければならない。

2 政務調査費の出納手続等は、条例、規則に定める規定の他、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会派の代表者及び交付対象議員はその支出の決定を行わなければならない。
- (2) 政務調査費の支出にあたっては、政務調査活動に要した経費の実費に充当しなければならない。
- (3) 政務調査費の支出にあたっては、原則として領収書等証憑類を徴しなければならない。
- (4) 会派の経理責任者及び交付対象議員は、政務調査費の経理を明確にするため、出納簿、帳票類の記載や、支出の根拠となる領収書等証憑類を整理し、保存するものとする。
- (5) 政務調査費は、他の目的等で支給される経費と重複して支給してはならない。
- (6) 会派及び交付対象議員が他の関係団体等と共同で政務調査活動を実施する場合は、当該会派及び交付対象議員と関係団体等との間で、経費の負担割合等を明らかにしなければならない。

3 政務調査費の交付を受ける際の口座振込手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政務調査費の交付を受ける際に、口座振込を希望する会派及び交付対象議員は、政務調査費口座振込申請書(第1号様式)に必要事項を記載の上、議長を経由して市長に提出しなければならない。
- (2) 前号の申請書の内容に変更が生じた場合には、政務調査費口座振込変更申請書(第2号様式)に必要事項を記載の上、議長を経由して市長に提出しなければならない。

(支出制限)

第3条 次の各号に掲げる経費は、政務調査費を支出することができない。ただし、政務調査に資する経費部分については、この限りでない。

- (1) 慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費
- (2) 会議等に伴う飲食以外の飲食経費
- (3) 選挙活動に属する経費
- (4) 政党活動に属する経費
- (5) 後援会活動に属する経費
- (6) 私的活動に属する経費
- (7) その他政務調査の目的に合致しない経費

2 会派及び交付対象議員の活動に要した経費のうち、政務調査費を全額充当することが不相当であることが明らかな場合は、実態に則して適切に按分し、政務調査活動に資する経費相当額を計上しなければならない。

(帳票類等の整理保存等)

第4条 規則別表第1及び別表第2に掲げる費目については、次の各号に掲げる基準に従って、適正に帳票類等を整理し、保存するものとする。

(1) 調査研究費

ア 会派及び交付対象議員が、政務調査のため出張したときは、速やかに政務調査活動記録簿（第3号様式）に出張内容を記載し又は出張内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

イ 会派及び交付対象議員が、他の団体又は個人に調査等を委託しようとするときは、調査委託内容、契約期間、委託金額、委託先及び成果物の納入等を記載した業務委託契約書により契約し、これらの関係書類を整理し、保存するものとする。

(2) 研修費

ア 研修会、講演会等を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等の書類を会派及び交付対象議員において整理し、保存するものとする。

イ 他の団体が開催する研修会、講演会等に参加したときは、会派及び交付対象議員において、政務調査活動記録簿（第3号様式）に当該会議内容を記載し又は当該会議内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

(3) 会議費

会議等に伴う飲食経費については、1件1人につき5,000円を超えるものについては、年月日、場所、相手方の氏名、会議の内容及び金額等を、会派及び交付対象議員において、政務調査活動記録簿（第3号様式）に記載し又は当該会議内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

(4) 資料作成費

作成した資料は、会派及び交付対象議員において整理し、保存するものとする。

(5) 資料購入費

購入した図書及び資料は、会派及び交付対象議員において適切に整理し、保存するものとする。

(6) 広報・広聴費

広報・広聴活動を実施した際は、会派及び交付対象議員において、政務調査活動記録簿（第3号様式）に記載し又は当該活動内容が確認できる資料類を整理し、保存するものとする。

(7) 人件費

補助職員を雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日及び雇用期間等を記載した職員雇用台帳を備えるものとする。

(8) 事務所費

ア 事務所を設置したときは、事務所の事務所名、所在地、延べ床面積等を記載した事務所台帳を備えるものとする。

イ 事務所賃料を支出したときは、事務所台帳に賃貸借契約書の写しを添付しなければならない。

2 前項各号により作成された帳票類等は、出納簿、証憑類等と共に、当該支出に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

3 前項の規定は、会派が解散した場合は、経理責任者であったものが、交付対象議員に事故があった場合は、その相続人が、その任を負わなければならない。

(収支報告書等の提出)

第5条 条例第7条第1項及び第2項の規定により、議長あて提出する領収書等の写しは、領収書等貼付用紙（第4号様式）にそれぞれ貼付するとともに、必要事項を記載し、また、領収書等添付一覧（第5号様式）に必要事項を記載し、双方を議長に提出しなければならない。

2 政務調査活動に要した経費が領収書等を徴することができない場合には、政務調査活動記録簿（第3号様式）に支出内容を記載し又は当該活動内容が確認できる資料類を整理し、会派の代表者又は交付対象議員の捺印により、領収書に代えるものとする。

3 交付対象議員に事故があった場合は、その相続人が、収支報告書等の提出等を行わなければならない。

(収支報告書等の検査等)

第6条 議長は、条例第7条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し等(以下「収支報告書等」という。)の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、収支報告書等の記載について説明を求め

ることができる。ただし、検査の実施にあたっては、会派、議員の政治活動の自由を尊重し、政務調査費が適切に支出されていると確認できる限度において行わなければならない。

- 2 議長は、前項の検査の結果、収支報告書等の記載に不適切なものがあると認めたときは、会派の代表者及び経理責任者又は交付対象議員に対し、その修正を命ずることができる。
- 3 議長は、修正された収支報告書等の提出があったときは、その写しを市長に送付しなければならない。

(議長・副議長不在の際の事務)

第7条 議員の一般選挙時等における議長、副議長が共に不在の際の政務調査費に係る事務については、市会事務局長が行う。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年度交付の政務調査費から適用する。

附 則 (平22.3.26議長決定)

- 1 この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正要綱による改正後の大阪市会政務調査費の取扱いに関する要綱の規定は、この改正要綱の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

改正

平22.3.26議長決定

ア 会派用

政務調査費口座振込申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様

会派の名称及び

代表者の氏名印

○

政務調査費の交付を受けたいので、政務調査費の口座振込を下記のとおり申請します。

政務調査費口座振込登録口座

- ・2つ以上の口座に振込むことはできません。
- ・振込口座は会派の口座に限ります。

金 融 機 関 名			
コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫	
		労働金庫・商工金庫	
		農林金庫・信用組合	
店 名		預 金 種 目	1. 普通預金
コード	フリガナ	(○印で選択)	2. 当座預金
	本店・支店・出張所	口 座 番 号	
	本所・支所		
口座名義	フリガナ		

イ 議員用

政務調査費口座振込申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様

氏名印 ○

政務調査費の交付を受けたいので、政務調査費の口座振込を下記のとおり申請します。

政務調査費口座振込登録口座

- ・ 2つ以上の口座に振込むことはできません。
- ・ 振込口座は議員の口座に限ります。

金 融 機 関 名									
コード	フリガナ				銀行・信託銀行・信用金庫				
					労働金庫・商工金庫				
					農林金庫・信用組合				
店 名					預 金 種 目	1. 普通預金			
コード	フリガナ				(○印で選択)	2. 当座預金			
					口 座 番 号				
本店・支店・出張所									
本所・支所									
口座名義	フリガナ								

ア 会派用

政務調査費口座振込変更申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様

会派の名称及び

代表者の氏名印

○

政務調査費口座振込申請書の記載事項に変更がありますので、政務調査費の口座振込を下記のとおり変更申請します。

政務調査費口座振込登録口座

- ・ 2つ以上の口座に振込むことはできません。
- ・ 振込口座は会派の口座に限ります。

金 融 機 関 名			
コード	フリガナ	銀行・信託銀行・信用金庫	
		労働金庫・商工金庫	
		農林金庫・信用組合	
店 名		預 金 種 目	1. 普通預金
コード	フリガナ	(○印で選択)	2. 当座預金
	本店・支店・出張所 本所・支所	口 座 番 号	
口座名義	フリガナ		

政務調査費口座振込変更申請書

平成 年 月 日

大阪市長 様

氏名印 ○

政務調査費口座振込申請書の記載事項に変更がありますので、政務調査費の口座振込を下記のとおり変更申請申します。

政務調査費口座振込登録口座

- ・ 2つ以上の口座に振込むことはできません。
- ・ 振込口座は議員の口座に限ります。

金 融 機 関 名									
コード	フリガナ				銀行・信託銀行・信用金庫				
					労働金庫・商工金庫				
					農林金庫・信用組合				
店 名					預 金 種 目	1. 普通預金			
コード					(○印で選択)				
フリガナ					2. 当座預金				
					口 座 番 号				
本店・支店・出張所					本所・支所				
口座名義									
フリガナ									

政務調査活動記録簿

会派（議員）

年 月 日	平成 年 月 () ~平成 年 月 日 ()			
場 所				
相 手 方				
参加者氏名				
目的・内容 ・ 結 果 等				
上記活動に 要した経費	行 き 先	利用交通機関	積 算	金 額
				円
				円
				円
				円
	宿 泊 費		円	内訳：
	会 議 費		円	内訳：
	資料購入費		円	内訳：
	その他 ()		円	内訳：
備 考				

*結果報告等について、スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

領収書等貼付用紙

費目 <small>※該当する費目に✓をつける</small> <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報・広聴費 <input type="checkbox"/> 人件費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> その他の経費	支出額 <small>※政務調査費充当額を記入</small> 円
	支出年月日 平成 年 月 日
	使用者 <small>※領収書で明白な場合は記入不要</small>
支出内容	

※領収書記載金額の一部を政務調査費で計上する場合（①又は②を記入）

① 按分率を 使用する場合	按分の基礎とする金額 _____ 円 按分率 _____ %
② 按分率を 使用しない場合	充当の考え方

領収書等添付欄

7 参考様式集

事 務 所 台 帳

会派（議員）

事 務 所 名	所 在 地	延べ床面積 (m ²)
	電話 () -	
	電話 () -	
	電話 () -	
	電話 () -	
	電話 () -	
	電話 () -	
	電話 () -	
	電話 () -	
	電話 () -	
	電話 () -	
	電話 () -	

職員雇用台帳

会派（議員）

氏名	住所	生年月日	雇用期間
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
	電話（ ） —	年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日

政務調査業務委託契約書

収入
印紙

1 委託業務の名称

2 委託調査の目的

3 委託調査事項

4 契約期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5 業務委託料

_____ 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に105分の5を乗じて得た額である。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者（甲） 住所
氏名

Ⓜ

受注者（乙） 住所
氏名

Ⓜ

(目 的)

第 1 条 本委託契約は、_____が大阪市政の調査研究するため、
_____に関する業務を行うことを目的とする。

(業務の内容及び方法)

第 2 条 調査業務等の内容及び方法は、別紙「政務調査業務等仕様書」による。なお、その他、必要に応じて甲は乙に対して特別調査を指示する場合がある。

(委託料の支払い)

第 3 条 甲は、この契約により乙の行う業務に対し委託料を支払う。

(契約内容の変更)

第 4 条 契約の内容を改める必要が生じた場合は、双方協議の上決定する。

(報告、検査及び業務の改善)

第 5 条 甲は、乙の業務について随時検査を行い、又は報告を求め、必要があるときは乙と協議の上、業務の変更を求めることができる。

(遵守事項)

第 6 条 乙は、業務履行中に知り得た秘密を他にもらしてはならない。

2 乙は、業務履行については善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

3 乙は、業務履行について、必要に応じて甲の責任者と協議の上行わなければならない。

(第三者の損害)

第 7 条 乙は、業務上第三者に損害を及ぼしたときはその賠償の責を負う。

(権利義務の譲渡等)

第 8 条 本契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又はその業務を第三者に委託し、若しくは請負わせてはならない。ただし、甲が承認した場合はこの限りでない。

(契約保証金)

第 9 条 契約保証金は免除する。

(契約の解除)

第 10 条 甲及び乙はいつでも本契約を解除することができる。

2 甲が本契約を解除するときは 1 ヶ月分に相当する委託料を乙に支払うものとする。

3 乙が本契約を解除するときは甲に対し一切の委託料を請求することができない。

(補 則)

第 11 条 この契約書に定めのない事項については必要に応じて甲乙協議して定めることとする。

政務調査業務仕様書

1 調査対象

2 調査方法

3 調査内容

4 成果物

5 納入期限

6 納入場所
